件	名	公立大学法人愛媛県立医療技術大学の重要な財産を定める条例
主管	課	保健福祉課
根拠法令等		地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第44条第 1 項

【制定の概要】

1 趣旨

地方独立行政法人法第 44 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学が譲渡し、 又は担保に供しようとするときに知事の認可を必要とする重要な財産を定めること。

2 重要な財産

予定価格 (適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合は適正な 見積価格)が7千万円以上の、次に掲げるもの

- ・不動産(信託の場合を除き、土地については、面積が1件2万平方メートル以上のもの)
- ・動産
- ・不動産の信託の受益権

地方公営企業の用に供する資産のうち、取得等をしようとするときに予算で定めなければならない資産と同様のものとする(法人の効率的・機動的な資産の管理運用を行うことができることとするため)。

施行日 平成22年4月1日

【その他参考事項】

1 地方独立行政法人法(抜粋)

(財産の処分等の制限)

- 第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。
- 2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 2 地方公営企業の、取得又は処分について予算で定めなければならない重要な財産 地方公営企業法(抜粋)

(資産の取得、管理及び処分)

第33条 地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。

2 前項の<u>資産のうち</u>その種類及び金額について政令で定める基準に従い<u>条例で定める重要なも</u>のの取得及び処分については、予算で定めなければならない。

愛媛県公営企業の設置等に関する条例(抜粋)

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定に基づき予算で定めなければならない資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。